

## ○南伊豆地域清掃施設組合派遣職員の取扱い等に関する要綱

南伊豆地域清掃施設組合告示第2号

令和5年4月1日

### (趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定に基づき、南伊豆地域清掃施設組合（以下「組合」という。）を構成する市町（以下「構成市町」という。）から組合に派遣される職員の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協定の締結)

第2条 組合管理者は、構成市町の長と派遣職員の取扱いに関し、協定書を締結するものとする。

### (派遣の依頼)

第3条 組合管理者は、構成市町の長に職員の派遣を求めるときは、派遣要請書（様式第1号）により要請しなければならない。

### (派遣の通知)

第4条 前条の規定により派遣の要請を受けた構成市町の長は、当該市町の職員を派遣すべきものと認めるときは、職員派遣通知書（様式第2号）により組合管理者に通知しなければならない。

### (身分及び服務)

第5条 派遣職員の身分は、組合の職員の身分及び派遣する市町（以下「派遣市町」という。）の身分を併せ有するものとし、その服務については、組合の規定を適用するものとする。

### (分限及び懲戒)

第6条 派遣職員の分限及び懲戒については、派遣市町の関係規定を適用する。ただし、組合の職務に関して義務違反があった場合は、組合の規定を適用するものとする。

2 組合又は派遣市町において、派遣職員に対して分限及び懲戒の処分をしようとするときは、双方が協議するものとする。

### (給与等)

第7条 派遣職員の給料及び諸手当（退職手当を除く。以下同じ。）は、派遣市町の関係規定を適用し、組合の負担により派遣市町が支給するものとする。

2 前項の給料及び諸手当、派遣市町が支払った派遣職員に係る共済費負担金、退職手当普通負担金及び公務災害負担金については、組合が年4回に分けて派遣市町に支払うものとする。

3 派遣市町は、四半期ごとの派遣職員の給料及び諸手当の支給総額、共済費負担金、退職手当普通負担金及び公務災害負担金の額を派遣職員給与明細通知書（様式第3号）により、当該四半期の末日までに組合に通知するものとする。

4 派遣職員の昇格及び昇給は、派遣市町において発令するものとする。

(旅費)

第8条 派遣職員が組合の公務のために出張する場合の旅費は、組合の規定を適用し、組合が支給するものとする。ただし、派遣職員が第15条に規定する研修等に参加する場合の旅費は、派遣市町が支給するものとする。

(勤務時間等)

第9条 派遣職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件については、組合の規定を適用するものとする。ただし、休暇等について派遣市町の規定との間に差異が生じた場合は、派遣市町の規定を適用するものとする。

(共済組合)

第10条 派遣職員は、派遣市町の共済組合員とし、派遣職員に係る共済費負担金は、組合の負担により派遣市町が支払うものとする。

(退職手当に係る負担金)

第11条 静岡県市町総合事務組合に対し納付する派遣職員に係る退職手当普通負担金は、組合の負担により派遣市町が支払うものとする。

(公務災害補償)

第12条 派遣職員の公務上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）によるものとし、派遣職員に係る公務災害負担金は、組合の負担により派遣市町が支払うものとする。

2 前項の補償に関する請求手続は、組合の意見書及び災害の事実関係を明らかにした報告書に基づいて、派遣市町が行うものとする。

3 派遣市町は、前項に規定する補償に関する請求を行った結果について、組合に報告するものとする。

(福利厚生)

第13条 派遣市町は、その計画する福利厚生事業に派遣職員を参加させるものとする。

(勤務状況の通知)

第14条 組合は、派遣職員の四半期ごとの勤務状況を、当該四半期の終了後10日までに勤務状況通知書（様式第4号）により、派遣市町の長に通知するものとする。ただし、派遣職員に事故その他特別な事情が生じた場合は、遅滞なくその旨を連絡するものとする。

(研修等)

第15条 組合は、派遣職員について派遣市町から研修等を行う旨の通知があったときは、業務に支障がない限り、当該研修等を受講させなければならない。

(報告)

第16条 派遣市町は、派遣職員に関する次の各号に掲げる事項について、必要の都度派遣職員身分変動等報告書（様式第5号）により、組合管理者に報告するものとする。

- (1) 派遣職員の身分上の変更
- (2) 派遣職員の昇格及び昇給
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、その都度組合と派遣市町が協議して定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 号  
年 月 日

市（町）長 氏 名 様

南伊豆地域清掃施設組合管理者  
市（町）長 氏 名 ㊟

派 遣 要 請 書

地方自治法第252条の17第1項の規定により、次のとおり職員のパ遣を要請します。

派 遣 人 員	人		
	No.	役職名	職務経験等の内容
希望する派遣 職員の役職及 び職務経験等	1		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	2		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
	3		派遣期間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他			

第 号  
年 月 日

南伊豆地域清掃施設組合管理者  
市（町）長 氏 名 様

市（町）長 氏 名 ⑩

職員派遣通知書

下記のとおり職員を派遣するので、通知します。

所 在 の 所 属			
（補）職名及び氏名	（補）職名	氏名	
生年月日（満年齢）	年	月	日生（ 歳）
現住所及び組合事務所までの通勤方法	通勤方法 ( )		
給料月額（※2）及び次期昇給予定日	級 号（ 円）	次期昇給 予 定 日	年 月 日
職 務 経 験 （直近のものから5項目まで記入する）	年 月～ 年 月	所属部署名	担当事務内容
	～		
	～		
	～		
	～		
派 遣 期 間	年 月 日 から	年 月 日	日まで
健 康 状 態	（ ○年度 定期健康診断結果、異状ありません。 ）		
そ の 他 参 考 事 項			

（※1）複数の職員を通知するときは、派遣要請書に付された番号を記入して区分し、派遣職員ごとに項目欄を設けて記載してください。

（※2）号給切替えに伴う経過措置により、差額相当額を含めて支給している場合は、（ ）内に保障している給料月額を記載してください。

南伊豆地域清掃施設組合管理者  
市（町）長 氏 名 様

市（町）長 氏 名 ㊟

派遣職員給与明細通知書

下記の当市（町）派遣職員の給与等の明細について通知します。

組合における職名	氏 名

(単位：円)

	支 給 額	派遣市(町)負担分	組 合 負 担 分
給 料			
扶 養 手 当			
住 居 手 当			
通 勤 手 当			
時間外勤務手当			
管 理 職 手 当			
計 (A)			

	支 給 額	派遣市(町)負担分	組 合 負 担 分
期末手当 (a)			
勤勉手当 (b)			
計 (B) (a+b)			

	支 出 額	派遣市(町)負担分	組 合 負 担 分
共 済 費 負 担 金			
退職手当普通負担金			
公務災害負担金			
計 (C)			

	支 給 ・ 支 出 額	派遣市(町)負担分	組 合 負 担 分
合計(A)+(B)+(C)			

第 号  
年 月 日

市（町）長 氏 名 様

南伊豆地域清掃施設組合管理者  
市（町）長 氏 名 ⑩

勤 務 状 況 通 知 書  
（ 年 度 第 四 半 期 分 ）

貴市（町）派遣職員の勤務状況について、次のとおり通知します。

氏 名		組合における職名											
休 暇 等 の 状 況	月 別	休暇				職務専念義務免除			欠勤	休職			備 考
		年休 (月別)	特別休暇			厚生 活動	その他	計		私傷病	その他	計	
	公傷病		私傷病	その他	計								
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	月	時	時	時	時	時	時	時	時	日 回	日	日	日
	月	時	時	時	時	時	時	時	時	日 回	日	日	日
	月	時	時	時	時	時	時	時	時	日 回	日	日	日
勤務の状況 (当該四半期 に従事した事 務の主な内 容、勤務態度 等)													
その他特記 すべき事項													

第 号  
年 月 日

南伊豆地域清掃施設組合管理者  
市（町）長 氏 名 様

市（町）長 氏 名 ㊟

派遣職員身分変動等報告書

南伊豆地域清掃施設組合派遣職員の取扱い等に関する要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

氏 名			組合における職名			
身 分 上 の 変 動	新					
	旧					
昇格・昇給	昇格昇給	年 月 日		途中昇給		次期昇給  年 月 日
		級号給	給料月額	級号給	給料月額	
	新	—	円	—	円	
	旧	—	円	—	円	
そ の 他 必要な事項						